



岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岡山労働局 一般公示 第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、

岡山県	耐	火	物	製	造	業
	鉄			鋼		業
	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温					
	湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連					
	産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディス					
	プレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機					
	械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業					
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業					
	自動車・同附属品製造業					
	船舶製造・修理業、船用機関製造業					
各種商品小売業						

の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岡山県の区域内で、

耐	火	物	製	造	業
鉄			鋼		業
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温					
湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連					
産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディス					
プレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機					
械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業					
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業					
自	動	車	・	同	附
船	舶	製	造	・	修
各	種	商	品	小	売
					業

を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「岡山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年7月30日

岡山労働局長 森 實 久 美 子



記

岡山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

(1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは以下の使用者に使用される労働者又はその団体であること。

①岡山県の区域内で耐火物製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が耐火物製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

②岡山県の区域内で鉄鋼業（銑鉄鑄物製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

③岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業

(2) 家庭用エレベータ製造業

(3) 冷凍機・温湿調整装置製造業

(4) 玉軸受・ころ軸受製造業

(5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）

(6) 縫製機械製造業

(7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）

(8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）

(9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

(10) 真空装置・真空機器製造業

(11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

(12) 事務用機械器具製造業

(13) サービス用・娯楽用機械器具製造業

(14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(15) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (13) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

④岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 情報通信機械器具製造業

(4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

⑤岡山県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

⑥岡山県の区域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

⑦岡山県の区域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済

活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

(2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、以下の使用者又は団体であること。

- ①岡山県の区域内で耐火物製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が耐火物製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- ②岡山県の区域内で鉄鋼業（鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- ③岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
 - (2) 家庭用エレベータ製造業
 - (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業
 - (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
 - (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
 - (6) 縫製機械製造業
 - (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
 - (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
 - (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
 - (10) 真空装置・真空機器製造業
 - (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
 - (12) 事務用機械器具製造業
 - (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
 - (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (15) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (13) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- ④岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- ⑤岡山県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- ⑥岡山県の区域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- ⑦岡山県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年8月20日

(3) 推薦書の提出先

岡山労働局労働基準部賃金室（岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎）

令和 年 月 日

岡山労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

岡山地方最低賃金審議会 岡山県（ ）最低賃金専門部会

労働者代表
使用者代表

委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職〔現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること〕	略 歴

内 諾 書

岡山労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、岡山地方最低賃金審議会 岡山県（ ）最低賃金専門部会

〔 労働者代表
使用者代表 〕

委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

経歴書		
令和 年 月 日		
ふりがな		生年月日（満 歳）
氏 名		大・昭・平 年 月 日生
ふりがな		
現住所	〒 TEL	
ふりがな		
連絡先	〒 TEL FAX	
経歴 (主たるもののみ記入のこと)		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
備 考 (賞罰)		